

# 橋本市子ども・子育て支援事業計画

## 骨子案

橋本市マスコットキャラクター



「はしぼう」

平成 26 年 6 月

橋 本 市

# 目次（構成案）

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系
- 5 教育・保育提供区域の設定

## 第3章 子育てを取り巻く状況

- 1 人口等の動向
- 2 子育て支援施策の実施状況
- 3 ニーズ調査結果の概要

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

主要課題(1)地域における子育て支援サービスの充実

主要課題(2)保育サービスの充実

主要課題(3)預かり保育の充実

## 第5章 計画の目標値等

- (1)教育・保育の量の見込みとその確保策
- (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策
- (3)その他の関連指標

## 第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
  - (1)庁内における各部署の連携強化
  - (2)関係機関や市民との協力
  - (3)国・県との連携
- 2 計画の点検・評価に向けて

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成19年3月に「橋本市次世代育成支援行動計画」を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を図るため、様々な取り組みを進めてまいりました。また、平成22年3月には、「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」を策定しました。本計画では、前記計画で進めてきた保育サービス、子育て支援の取り組みを引き継ぐとともに前期5年間の検証をしつつ、さらに子どもの健やかな成長と子どもを育成する家庭への支援を盛り込み、子育てにかかわるすべての支援策を進めてきました。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどが引き続き大きな問題となっていることを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や関係団体などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「橋本市長期総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

～笑顔が未来へ～

子どもが輝くまち 橋本

市ではこれまでも、「地域の輪でともに育ち合い、親子の笑顔が輝くまち～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育てることは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでの考え方を理念として継承し、子どもが人として尊重され、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

## 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

### **視点1 子どもの幸せを第一に考える視点**

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

### **視点2 すべての子育て家庭を支援する視点**

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

### **視点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の実現を促す視点**

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

### **視点4 地域社会全体で子育てを支える視点**

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

## **視点5 地域の社会資源を活用する視点**

本市には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

## **視点6 サービスの量と質を確保する視点**

行政サービスは、ただ市民に提供すればよいというわけにはいきません。特に、サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。

## **視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点**

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためにも地域の特性に応じた取り組みとして推進していく必要があります。

## **視点8 次代の担い手づくりという視点**

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

### 3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 子どもたちの安全の確保
- 基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

#### 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

#### 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。



## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

## 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

## 基本目標 6 子どもたちの安全の確保

交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

## 基本目標 7 要保護児童への対応等、 きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

## 4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育て支援の充実	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実 ④各種経済的支援
	(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供
	(3)子どもの居場所づくり	①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実
2 親と子の健康の確保及び増進	(1)子どもと親の健康の確保	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実
	(2)健康な生活習慣・食育の推進	①食に関する体験学習等の充実 ②健康的な生活習慣の確立への啓発 ③思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及
3 子どもの成長に資する教育環境の整備	(1)学校教育環境の充実	①教育方法と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり ⑤幼児期の教育・保育の一体的提供
	(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
	(3)児童の健全育成の取り組み	①学童保育・子どもの居場所づくり ②体験活動等の充実 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり
	(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅等の確保 ②開発時の子育て支援施設の整備促進
5 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②事業主への啓発活動 ③女性の再就職の支援
6 子どもたちの安全の確保	(1)交通安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進
	(2)犯罪等の被害から守る活動	①犯罪の起こりにくい、まちづくり
	(3)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実
7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
	(3)障がい児施策の充実	①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実

※今後の事業内容の検討により変更する場合があります。

## 5. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域に関して市全域を1区域として一体的に提供します。

教育・保育提供区域は、①教育・保育施設、②地域型保育事業、③地域子ども・子育て支援事業の区域としてそれぞれ設定する必要があります。(広域型の事業においては、事業ごとに定めることも可能とされています。)

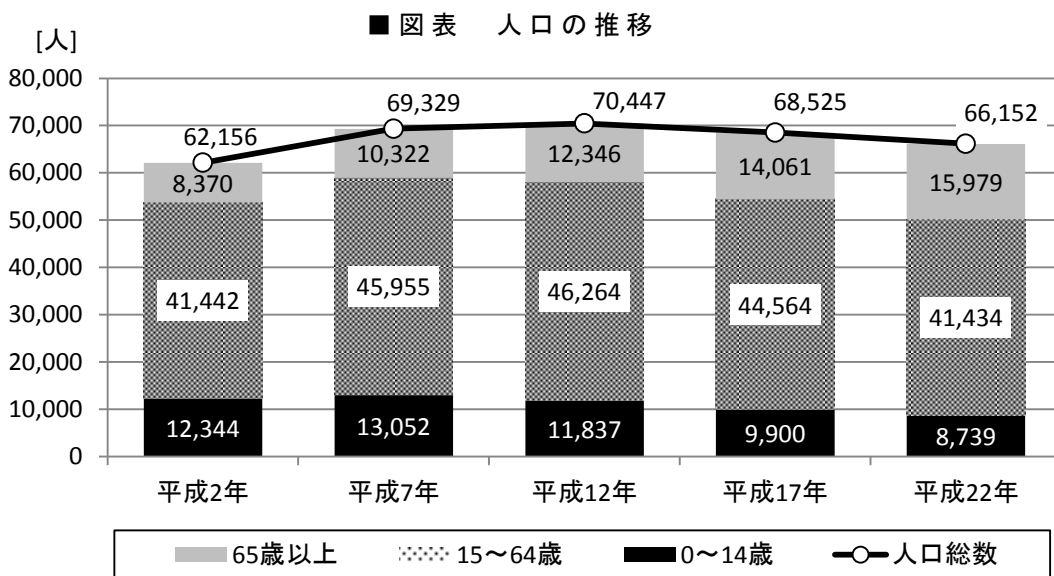
教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

# 第3章 子育てを取り巻く状況

## 1. 橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境

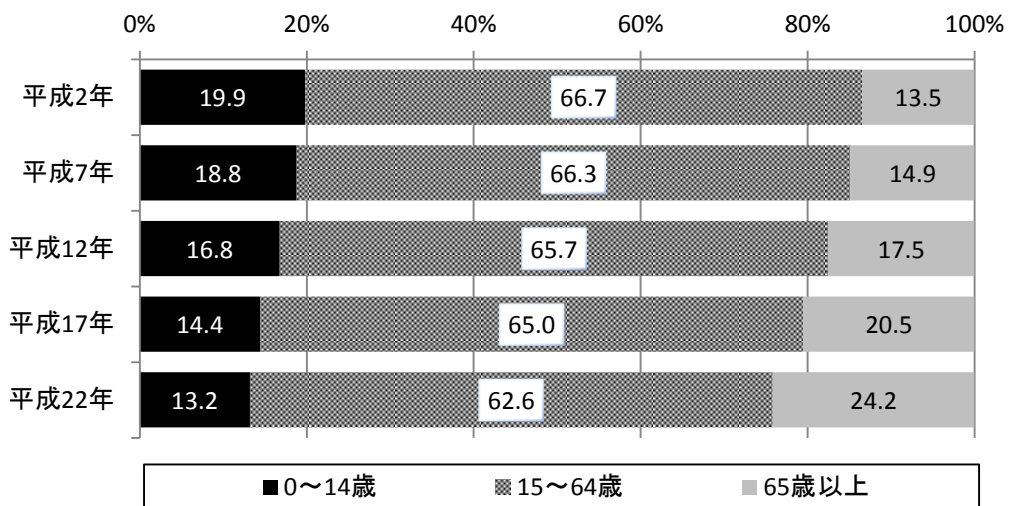
### (1) 人口構造

本市の総人口の推移をみると、平成2年の6万人台から増加し、平成12年に7万人を超えましたが、その後は減少傾向となり、平成22年に66,152人となっています。0歳～14歳人口が減少している一方で、65歳以上人口が増加しており、少子高齢化が進展しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）  
 ※平成17年以前は、旧高野口町と旧橋本市の数値の合算、以下の図表についても同様

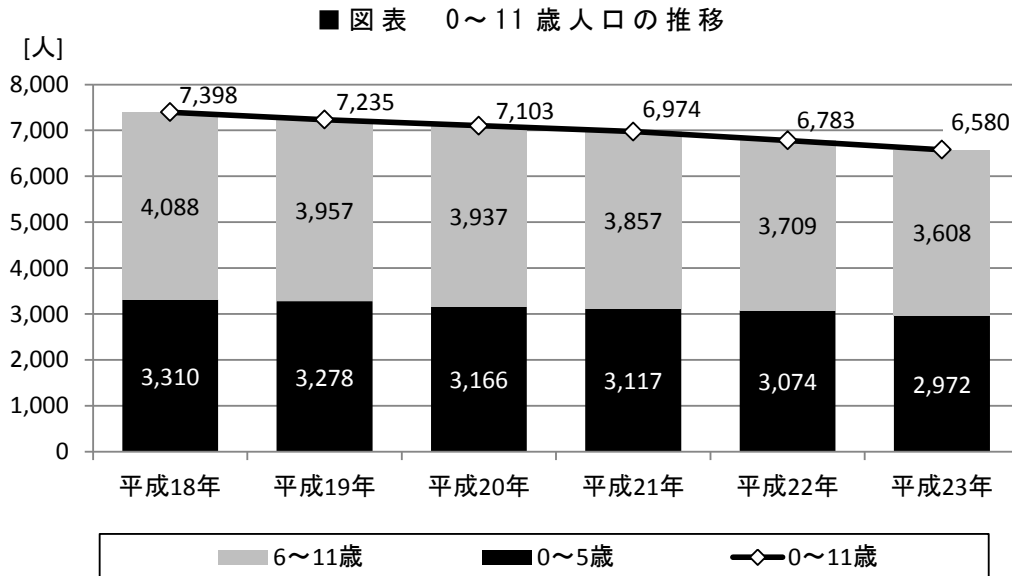
■ 図表 年齢3区分人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) 児童人口の状況

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、平成23年に6,580人となっています。0～5歳、6～11歳の区分でも、ともに減少しています。

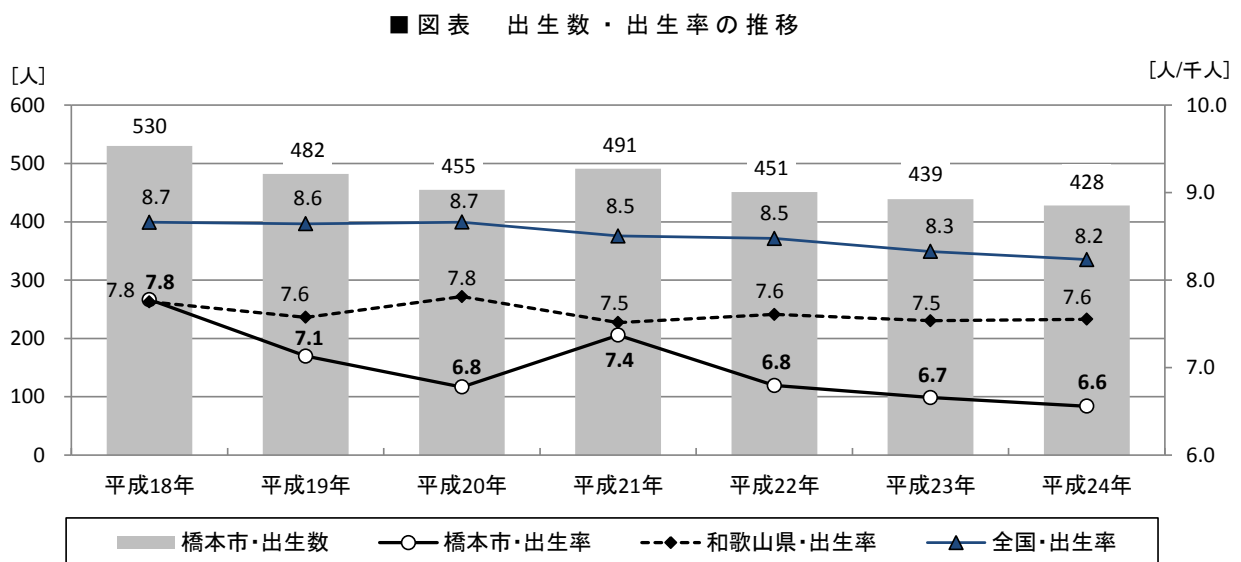


資料：住民基本台帳（各年3月末）

## (3) 出生の状況

本市の出生数は平成18年に530人でしたが、平成19年に482人に減少し、その後は増減をたどりつつも、近年は減少傾向を経て平成24年には428人となっています。

また、出生率をみると、平成18年7.8から平成24年6.6と低下しており、全国や県に比べて低い値で推移しています。



資料：和歌山県人口動態統計

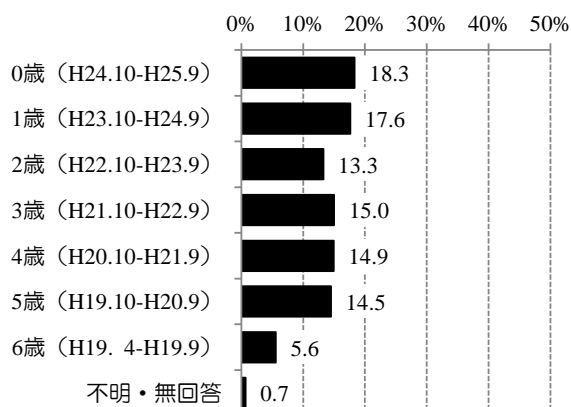
## 2. アンケート調査結果からみた現状

本計画策定にあたり、平成25年に「橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施しました。この調査では、ニーズ調査とともに子育て等に関する意識と実態についての調査も行いました。

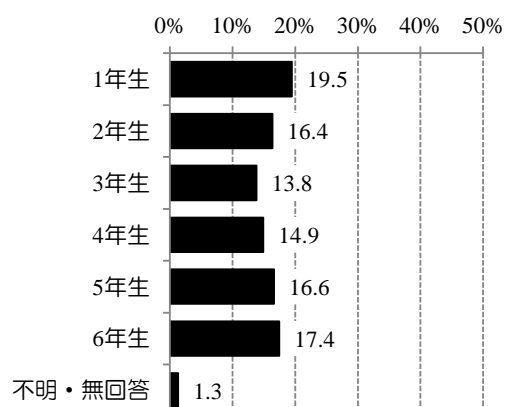
### (1) 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、年齢・学年の内訳は下記の通りとなりました。結果を把握する際の規定数として参照します。

■ 図表 就学前児童 (N=1,145)



■ 図表 小学生児童 (N=831)

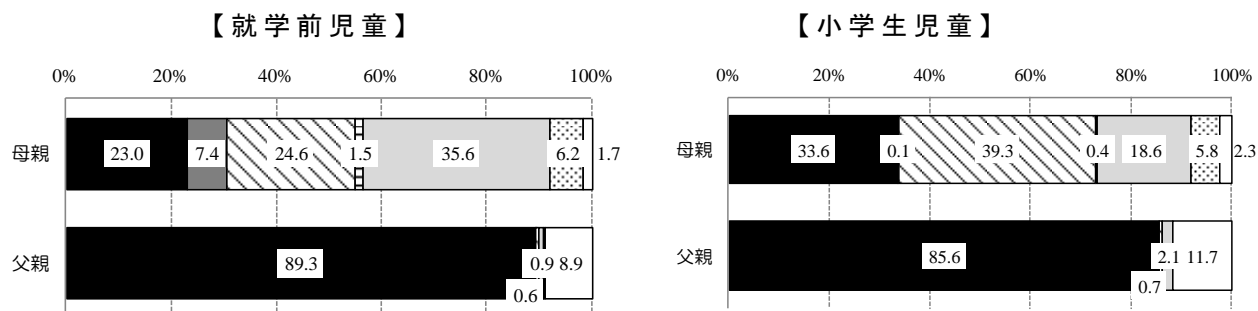


### (2) 父親と母親の就労状況

保護者の就労状況を見ると、就学前児童の父親ではフルタイム就労者（休業中は含まない）が9割近く、小学生児童でも同じく8割半程度を占めています。

一方、母親のほうは、就学前児童で「以前は就労していたが、現在は就労していない」人が3割半程度、小学生児童で「パート・アルバイト就労者（休業中は含まない）」が4割近くと、他の就労状況よりも高くなっています。

■ 図表 保護者の就労状況



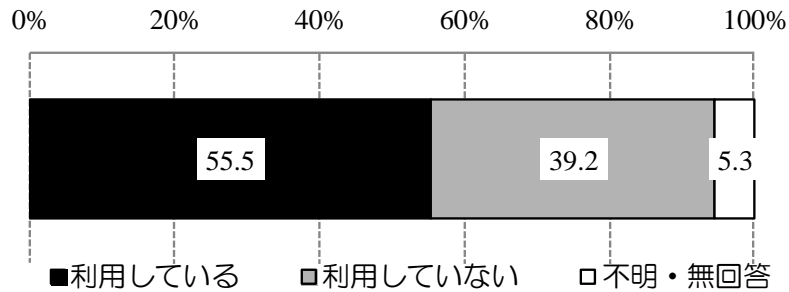
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

### (3) 教育・保育事業利用の実態と意向

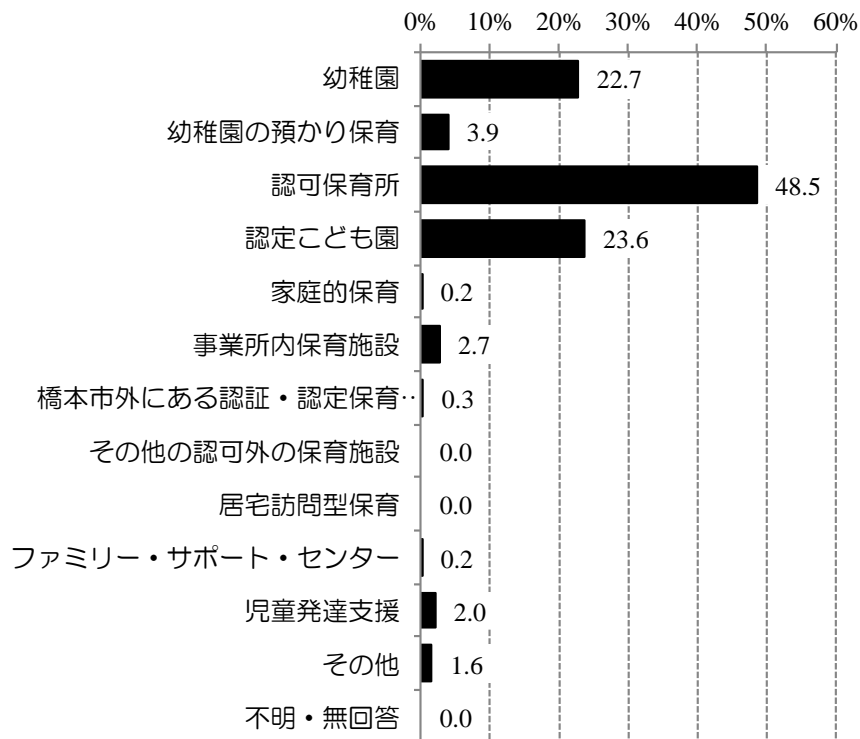
#### ①教育・保育事業の利用実態

就学前児童の保護者にたずねた、平日の定期的な保育サービス利用については、「利用している」が 55.5%となっています。また、その種類は、「認可保育所」が最も高く（48.5%）、次いで「認定こども園」（23.6%）、「幼稚園」（22.7%）となっています。

■ 図表 教育・保育事業の利用状況 就学前児童（N=1,145）



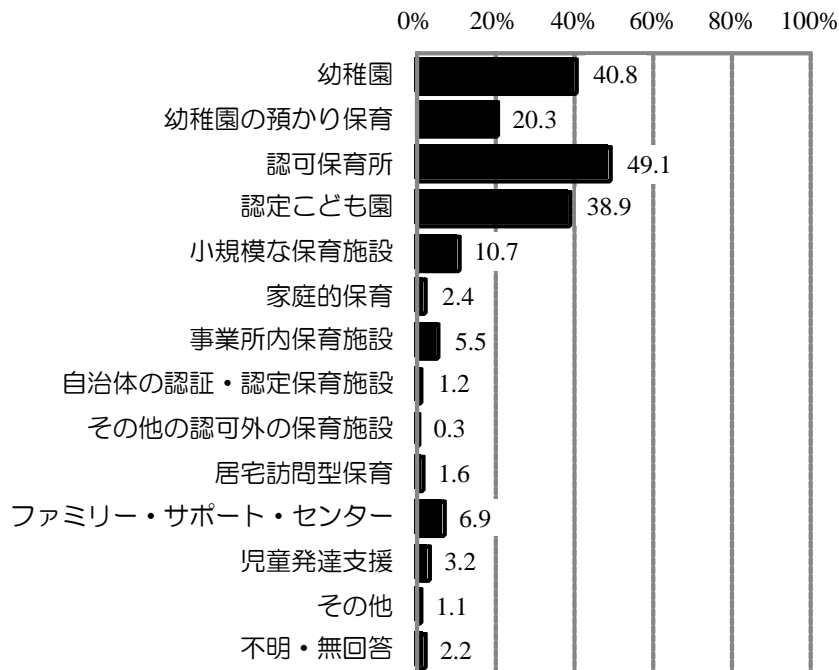
■ 図表 定期的に利用している教育・保育事業 就学前児童（N=635）



## ②今後の教育・保育事業の利用希望

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が最も高く（49.1%）、次いで「幼稚園」（40.8%）、「認定こども園」（38.9%）となっています。

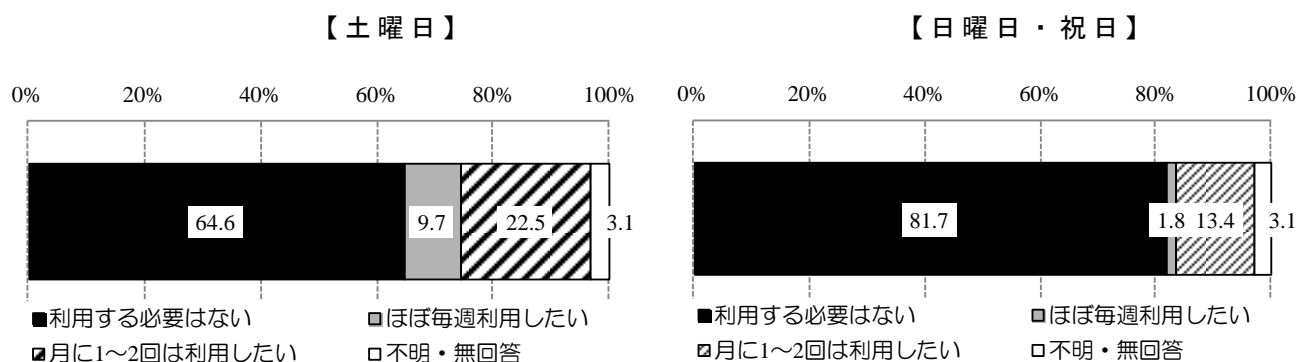
■ 図表 定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童（N=1,145）



## ③土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜日・祝日での教育・保育事業の利用希望については、ともに「利用する必要はない」が高くなっています。また、「月に1～2回は利用したい」が土曜日で22.5%、日曜日・祝日で13.4%となっています。

■ 図表 定期的な教育・保育事業の利用希望 就学前児童（N=1,145）



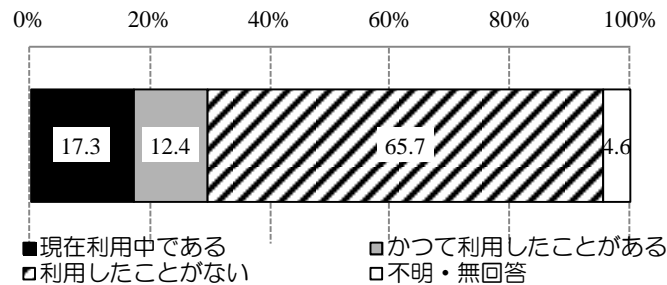


#### (4) 学童保育所の利用実態と意向

##### ①教育・保育事業の利用実態

小学生児童の保護者にたずねた、学童保育所の利用については、「現在利用中である」は 17.3%にとどまり、「かつて利用したことがある」が 12.4%と、利用経験者が3割弱の一方、「利用したことがない」が 65.7%となっています。

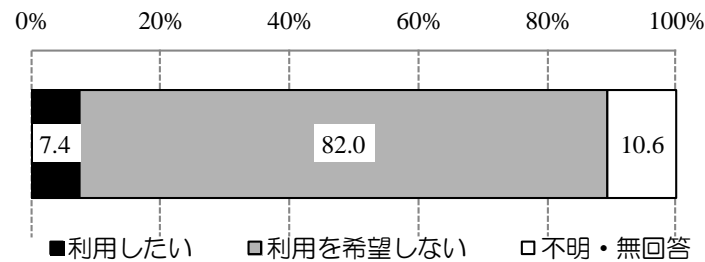
■ 図表 学童保育所の利用有無 小学生児童 (N=831)



##### ②現在、学童保育所を利用していない方の今後の利用意向

学童保育所の過去利用者（現在利用者は含まない）と未利用者にとずねた、今後の利用意向については、「利用したい」が 7.4%と低く、「利用を希望しない」が 82.0%と高くなっています。

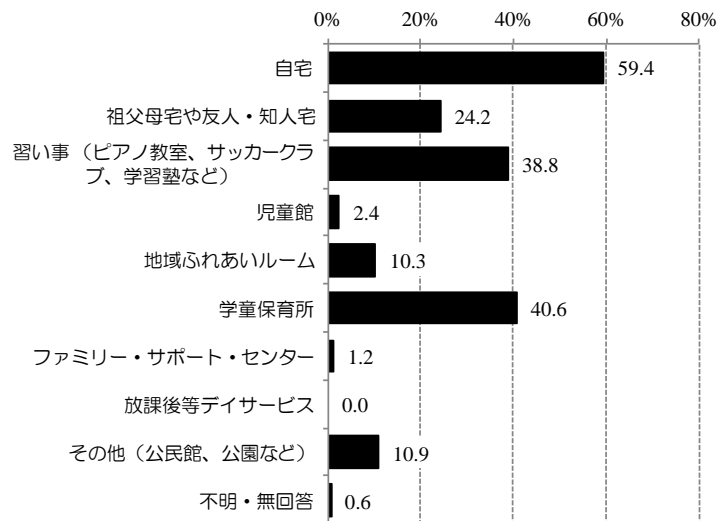
■ 図表 今後の学童保育所の利用意向 小学生児童 (N=649)



### ③ 来年度就学予定の児童の放課後の過ごし方

「自宅」が 59.4%、「学童保育所」が 40.6%となっています。

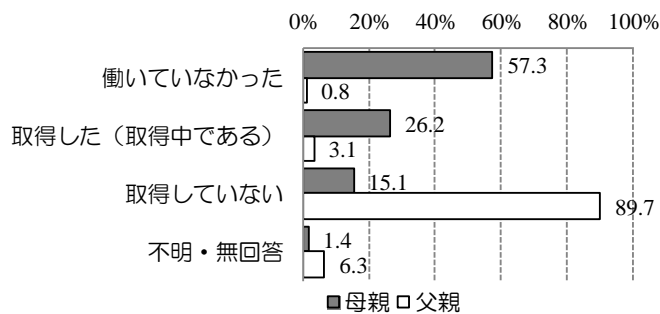
■ 図表 小学校就学後（小学1年～3年生の間）の放課後の過ごし方 就学前児童（N=165）



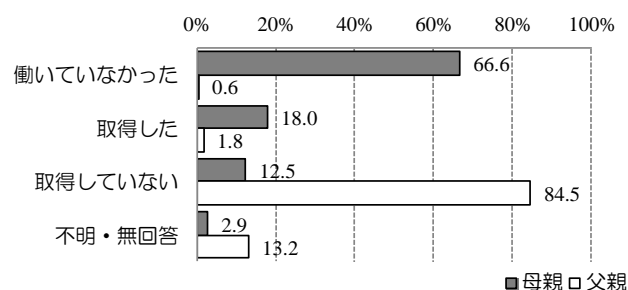
### (5) 育児休業の取得状況

育児休業制度の利用状況については、就学前児童、小学生児童ともに、母親で「働いていなかった」が高く、父親で「取得していない」が高くなっています。

■ 図表 育児休業制度の取得状況 就学前児童  
[母親（N=1,133）、父親（N=1,061）]



■ 図表 育児休業制度の取得状況 小学生児童  
[母親（N=800）、父親（N=721）]



### 3 子育て支援施策の実施状況

下記に、次世代育成支援行動計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

#### (1) 通常保育事業

年度当初において待機児童は発生していませんが、兄弟で同じ園の入園を希望する保護者が増加しているなど、多様なニーズへの対応が求められています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
定員数(人)	1,696	1,666	1,682	1,682	1,666
設置数(箇所)	15	15	15	15	15

#### (2) 通常保育事業(低年齢児)

近年は年度途中(特に0歳)に待機児童が発生しており、待機児童解消のための受け入れ枠の確保が求められています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
定員数(人)	418	422	469	472	481
設置数(箇所)	15	15	15	15	15

#### (3) 延長保育事業(1時間延長)

平成 25 年の実利用者は約 480 人、延べ利用者は約 19,500 人となりました。利用要望に対して充足できています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
定員数(人)	840	840	840	856	992
設置数(箇所)	7	7	7	7	8

#### (4) 延長保育事業(2時間延長)

定員に対して利用者が少なく、平成 24 年より新入園児には実施していません。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
定員数(人)	90	90	90	90	90
設置数(箇所)	1	1	1	1	1

#### (5) トワイライトステイ事業

夜間養護の利用は少ないが、休日預かりの利用は年に数件、発生しています。母子家庭で休日預かりの利用など、今後の増加が見込まれています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	有	有	有	有	有

## (6) 病後児保育（施設型）

平均して1日1名程度の利用であり、現状の定員で充足できています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
定員数(人)	2	2	2	2	2
設置数(箇所)	1	1	1	1	1

## (7) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

待機児童はないものの、学童保育所利用者は年々増加傾向にあります。共働き家庭が増え、今後、学童保育所の利用率は高くなると考えられます。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
設置数(箇所)	11	12	13	14	14

## (8) 地域子育て支援拠点事業 つどいの広場（ひろば型）

## (9) 地域子育て支援拠点事業 子育て支援センター（センター型）

子育て親子の交流の場として、多くの親子が利用しています。「センター型」よりも「ひろば型」の運営が主体となっています。地域の親子への訪問支援等、アウトリーチ（手を差し伸べること）支援が課題となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
設置数(箇所) (ひろば型)	2	2	3	4	4
設置数(箇所) (センター型)	1	1	1		

## (10) 一時預かり事業

平成25年には、延べ480人の利用がありました。一時保育を望む保護者のニーズも多様化し増加傾向にありますが、現施設で充足できています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
定員数(人)	5	8	8	8	8
設置数(箇所)	1	2	2	2	2

## (11) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

里親に委託をして事業を実施しており、年に数件程度の利用があります。養護施設では委託先がなく、要保護児童を支援するために、必要不可欠な事業となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
委託先	有	有	有	有	有

## (12) ファミリー・サポート・センター

NPO 法人に運営を委託しています。病児預かりや夜間等、緊急時の預かりなど、多様なニーズへの対応が求められています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	1	1	1	1	1

## (13) 保健福祉センターの開設

平成 24 年 12 月、新たな橋本市保健福祉センターを開設しました。市民のための展開方策が課題となります。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	—	—	新設 1	1	1

## (14) 休日急患センターの設置

橋本市保健福祉センター新設に伴い、平成 25 年 3 月、伊都地方休日急患診療所が橋本市保健福祉センター内に移設されました。新たに伊都地方休日急患歯科診療所も設置し、休日の緊急時への対応を図っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	1	1	移設 1 新設 1	2	2

## (15) 児童虐待防止（要保護児童地域対策協議会）

こども課に事務局を置き、運営しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	—	有	有	有	有

## (16) 世代間交流（高齢者との交流・中高生との交流）

中学生を対象に、「いのちを育む授業」（講義、乳幼児とのふれあい）を実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
設置数(箇所)	—	2 中学校 7 クラス	3 中学校 9 クラス	7 中学校 19 クラス	7 中学校 18 クラス

(17) 両親教室（名称変更：ママパパ教室）、子育て親子の交流等

健康課が中心となって実施しています。両親教室はママパパ教室に名称変更しました。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
参加人数(延) (乳児交流教室)	母 582 子 582	母 691 子 693	母 586 子 595	母 624 子 628	出生の 7 割の 出席率
参加人数(延) (ママパパ教室)	妊婦 106 夫 10	妊婦 134 夫 38	妊婦 86 夫 29	妊婦 63 夫 27	

**※ここまでを骨子案とし、次ページ以降は参考ページ。**

## 第4章 施策の展開

(未定)

市内の子育て関連施策について、体系に沿って記載します。  
記載例は次ページのイメージを想定します。

- 目標—課題—施策の体系に沿って事業を記載する。
- 課題ごとに「市の現状と課題」を簡潔に記載する。
- 課題には必要に応じてニーズ調査結果などを引用する。

## 掲載のイメージ

### 基本目標 1 地域における子育て支援を充実する

#### 主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

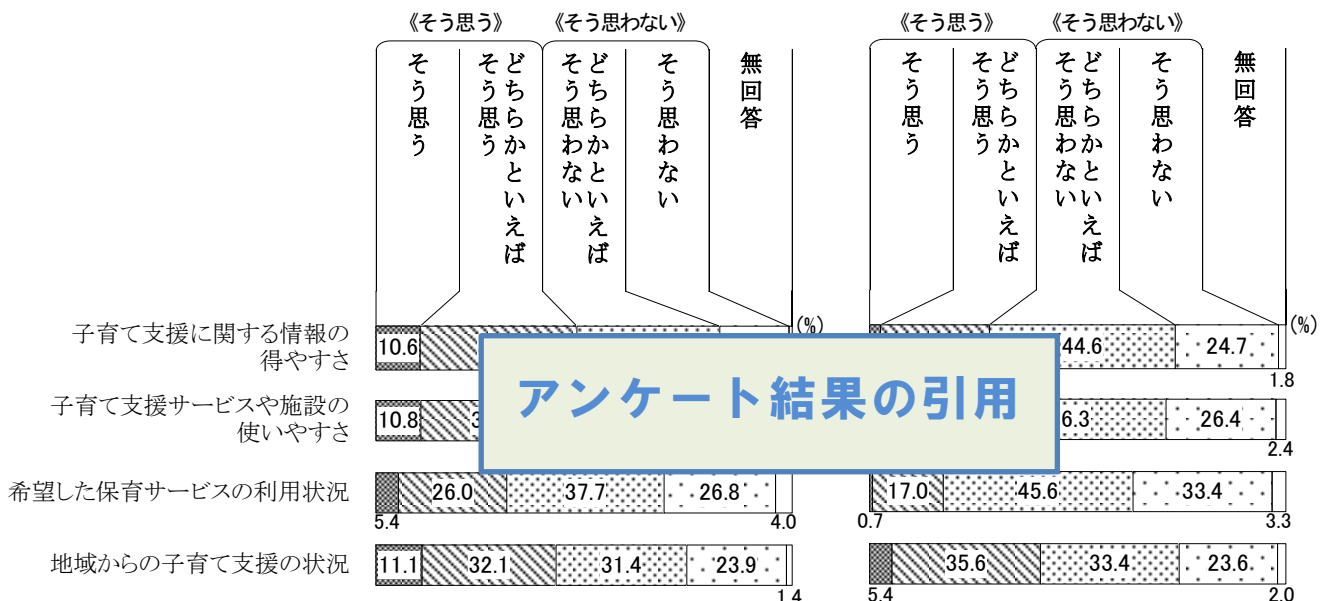
- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 市では、「子ども子育て支援法」を基幹として、地域子育て支援センター、子育てひろば、幼稚園・保育園と連携し、地域子育て支援センターを通じて子育て家庭への支援に努めています。
- 実態調査の結果をみると、「情報の得やすさ」、「サービスや施設の使いやすさ」、「地域からの子育て支援」などの市内の子育て環境については、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- サービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

#### 課題の提示

#### 市内の子育て環境について

【就学前児童 n=(719)】

【小学校児童n=(542)】



#### アンケート結果の引用



### 施策の方向①地域ぐるみの子育て支援

ショートステイやファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援体制を推進します。

### 施策の方向②情報提供と相談活動の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、市の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

## 第5章 計画の目標値等

(未定)

### 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

- ・子ども・子育て支援給付  
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付  
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### 教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み  
各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。



## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期（必須記載事項）

・利用者支援事業	・時間外保育事業
・放課後児童健全育成事業	・子育て短期支援事業
・乳児家庭全戸訪問事業	・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業	・一時預かり事業
・病児保育事業	・子育て援助活動支援事業
・妊婦健診	・実費徴収にかかる補足給付を行う事業
・多様な主体の参入促進事業	

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</li> <li>・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (ア) 時間外保育事業

(単位：人)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

#### (イ) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

#### (ウ) 子育て短期支援事業

(単位：人泊)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

(工) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(オ) 一時預かり事業

■ 幼稚園の預かり保育

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

■ 2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

■ その他

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(カ) 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差 (②-①)	—					

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ク) 利用者支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(ケ) 妊婦健診

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(コ) 乳児全戸訪問事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

(サ) 養育支援事業

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	—					
差（②－①）	—					

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方

## **第6章 計画の推進**

### **(未定)**

#### **1. 推進体制の充実**

##### **(1) 庁内における各部署の連携強化**

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

##### **(2) 関係機関や市民との協力**

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

##### **(3) 国・県との連携**

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

